

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則
事業者設定基準届出書

需 管 第 2 号
2024 年 7 月 19 日

経済産業大臣
齋 藤 健 殿

広島市中区小町4番33号
中 国 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長執行役員
中 川 賢 剛

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第2項の規定にもとづき、別紙のとおり事業者設定基準を定めたので届け出ます。

別表第1 3.(1)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表1 3.(1)に規定する基準

3. 2. により各欄に整理された額を、次の方法により、各部門の欄に整理すること。

(1)に掲げるものを、それぞれ、次の部門の欄に整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電灯料 電灯料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門

電力料 電力料の種類に応じて特定需要部門及び一般需要部門

貸付設備収益 特定需要・一般需要外部部門

営業費用

電気事業営業費用

原子力発電費

原子力損害賠償資金補助法特別負担金 特定需要・一般需要外部部門

原賠・廃炉等支援機構特別負担金 特定需要・一般需要外部部門

休止設備費 特定需要・一般需要外部部門

貸付設備費 特定需要・一般需要外部部門

2. 設定した基準

電気事業営業収益のうち、非化石証書販売収益について、非化石電源の拡充・改良投資または修繕・除却工事への充当分(翌年度以降への充当繰延分を含む。)に相当する金額を、特定需要・一般需要外部部門に整理する。

また、電気事業営業費用のうち、修繕費、減価償却費および固定資産除却費について、対応する非化石証書収入の充当額相当を特定需要・一般需要外部部門に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書販売収益については、非化石電源の利用促進に充てるべき収入であり、特定需要・一般需要外部部門に整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

また、修繕費、減価償却費および固定資産除却費のうち、〔2. 設定した基準〕に掲げるものについては、特定需要・一般需要外部部門に整理することが適当であることから、〔2. 設定した基準〕に掲げる基準を設定した。

別表第1 3.(2)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 3.(2)に規定する基準

次に掲げるものを、それぞれ、次の比率により、特定需要部門及び一般需要部門の欄に配分することにより整理すること。

営業収益

電気事業営業収益

電気事業雑収益 料金収入比

営業費用

電気事業営業費用

事業税 料金収入比

2. 設定した基準

再エネ特措法交付金(事業税相当)については、電気事業雑収益で整理し、特定需要・一般需要外部門へ直課する。また、事業税のうち、電気事業雑収益に整理された再エネ特措法交付金相当については、特定需要・一般需要外部門へ直課することにより整理するものとする。

電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金(収入補填)については、電気事業雑収益で整理し、特定需要に係るものについては特定需要部門へ、一般需要に係るものについては一般需要部門へ直課することにより整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

再エネ特措法交付金における事業税相当額の収益及びこれに対応する事業税については、特定需要部門及び一般需要部門の収支と関連しないため、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金(収入補填)については、より適切な整理を行うため上記の基準を設定した。

別表第1 4.に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 4.に規定する基準

2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、特定需要に係るものを特定需要部門の欄に、非特定需要に係るものを一般需要部門の欄に整理すること。

2. 設定した基準

2. により整理された接続供給託送料に係る額から、3. により整理された接続供給託送料を控除した額のうち、事業用電力、近接性評価割引及び揚水発電所におけるポンプアップのための供給のうち揚水ロスに係る費用については、販売電力量比により特定需要部門及び一般需要部門へ配分することにより整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「2. 設定した基準」に掲げるものについては、特定需要部門及び一般需要部門に係るものを特定することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第1 5.(1)①に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表1 5.(1)①に規定する基準

5. 2. により各欄に整理された額のうち、3. 及び4. に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。

(1)電気事業財務費用の整理

①電気事業財務費用を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、一般管理費、休止設備費、貸付設備費及び営業外費用に配分することにより整理すること。

1)発生的主要原因を勘案して、水力発電設備、火力発電設備(汽力発電設備及び内燃力発電設備をいう。以下同じ。)、原子力発電設備、新エネルギー等発電等設備、業務設備、休止設備、貸付設備及び事業外固定資産の固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。以下同じ。)を算定し、これらを合計した額(以下「固定資産合計額」という。)を算定すること。

2)電気事業財務費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の費用に配分することにより整理すること。

水力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 水力発電費

火力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 火力発電費

原子力発電設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 原子力発電費

新エネルギー等発電等設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 新エネルギー等発電等費

業務設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 一般管理費

休止設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 休止設備費

貸付設備の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 貸付設備費

事業外固定資産の固定資産帳簿価額／固定資産合計額 営業外費用

2. 設定した基準

別表第1の5. (1)①に規定する固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、非化石証書収入の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控除して算定した額とする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

固定資産帳簿価額(リース資産及び資産除去債務相当資産を除く。)については、電気事業財務費用の配分に用いるものであり、非化石証書収入の拡充・改良投資への充当額の残高相当を控除することが適切と考えられることから、上記基準を設定することとした。

別表第1 5.(2)②に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(2)②に規定する基準

(2) 一般管理費を、次の方法により、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び販売費に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難しい費用を、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、営業費用項目ごとに整理すること。

別表第3 活動帰属基準、配賦基準分類表

	一般管理費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
委託費	—	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)
諸費	—	直課された各部門人員数比

2. 設定した基準

		一般管理費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料(社宅・寮)	直課された各部門人員数比	—
	その他借地借家料	各部門業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—
	機械賃借料	直課された各部門人員数比	—
	その他賃借料	—	直課された各部門賃借料比
委託費	委託運転費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。)	—
	建物清掃委託費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、自己所有物件	—

		及び賃借物件とする。)	
	本店構内管理委託費	各部門業務用建物床面積比 (建物については、本店分に限る。)	—
	電算機運転委託費	直課された各部門人員数比	—
	システム開発・改良委託費	直課された各部門人員数比	—
	社債発行関連委託費	直課された各部門設備別帳簿価額比	—
	証券代行手数料	直課された各部門設備別帳簿価額比	—
	その他雑委託費	—	直課された各部門委託費比
諸費	証券代行事務経費	直課された各部門設備別帳簿価額比	—
	その他諸費	—	直課された各部門人員数比

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第3の一般管理費における費用等の項目の配分にあたり、費用の発生についてより関連がみられる基準を採用することが適切である。賃借料のうち借地借家料(社宅・寮)、機械賃借料並びに委託費のうち電算機運転委託費、システム開発・改良委託費については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門人員数比」を設定することとした。

委託費のうち本店構内管理委託費については、建物のうち本店構内の床面積に応じて発生する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比(建物については、本店分に限る。)」を設定することとした。

また、委託費のうち社債発行関連委託費、証券代行手数料並びに諸費のうち証券代行事務経費については、事業運営に要する設備に起因して発生する費用であり、設備の現在価値である帳簿価額と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる「直課された各部門設備別帳簿価額比」を設定することとした。

配賦基準については、活動帰属基準により配分された賃借料又は委託費を除く当該費用を5部門に整理するものであることから、各部門の実態に応じた整理を可能とすべく、「直課された各部門賃借料比」及び「直課された各部門委託費比」を設定することとした。

別表第1 5.(3)②に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(3)②に規定する基準

(3) 販売費を、次の方法により、給電設備に係る費用(以下「給電費用」という。)、調定及び集金に係る費用(以下「販売需要家費用」という。)並びにその他販売費用(以下「一般販売費用」という。)に配分することにより整理すること。

② ①の整理により難しい費用を、営業費用項目ごとに、別表第3に定める活動帰属基準又は配賦基準により、給電費用、販売需要家費用又は一般販売費用に配分することにより整理すること。

別表第3. 活動帰属基準、配賦基準分類表

	販売費	
	活動帰属基準	配賦基準
賃借料	業務用建物床面積比 (建物については、賃借物件に限る。)	—

2. 設定した基準

		販売費	
		活動帰属基準	配賦基準
賃借料	借地借家料(社宅・寮)	直課された人員数比	—
	機械賃借料	直課された人員数比	—
	上記以外	業務用建物床面積比(建物については、賃借物件に限る。)	—

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

別表第3の販売費における費用等の項目の配分にあたり、費用の発生についてより関連がみられる基準を採用することが適切である。賃借料のうち借地借家料(社宅・寮)及び機械賃借料については、設備等の利用に応じて発生する費用であり、当該設備を利用する人員数と相関があると考えられることから、当該費用の発生により関連が見られる上記の基準を設定した。

別表第1 5.(4)に規定する基準に代わるものとして設定した基準

1. 別表第1 5.(4)に規定する基準

(4) (1)から(3)までにより整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、原子力発電費、給電費用、販売需要家費用及び一般販売費用を合計したもの(以下この(4)、(5)及び(10)において「送配電非関連費用」という。)とに整理すること。

この際、他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)、非化石証書購入費及び他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)を、水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費及び原子力発電費に、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して、配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

非化石証書購入費については、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案した配分は行わず、送配電非関連費可変費用へ直接整理するものとする。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

非化石証書購入費について、発電原動力の種別及び発生の主な原因を勘案して配分することが困難であることから、より適切な整理を行うため、上記の基準を設定した。

別表第1 5.(5)の送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用の配分基準

1. 別表第1 5.(5)に規定する基準

(5) (4)により整理された送配電非関連費用(販売需要家費用及び一般販売費用を除く。以下この(5)において同じ。)を、改正法附則第18条第1項若しくは第20条第1項による特定小売供給約款の認可、改正法附則第18条第3項の規定により同条第1項の認可を受けたとみなされる改正法第1条の規定による改正前の法第19条第1項若しくは第4項による旧供給約款の認可若しくは届出、又は旧法第19条第4項による特定小売供給約款の届出のうち当該事業年度末前の直近のもの(以下「直近の特定小売供給約款の認可等」という。)に当たり、小売料金算定規則第8条又は小売料金算定規則附則第2項の規定により廃止された一般電気事業供給約款料金算定規則(平成11年通商産業省令第105号。以下「旧小売料金算定規則」という。)第8条において使用された基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費用(以下この(5)及び(6)において「送配電非関連固定費用」という。)及び販売電力量によって変動する送配電非関連費用(以下この(5)及び(8)において「送配電非関連可変費用」という。)に配分することにより整理すること。ただし、これにより難しいときは、小売料金算定規則第8条に規定された基準により整理すること。

この際、原子力廃止関連仮勘定償却費、他社購入電源費(原子力廃止関連仮勘定償却費に限る。)、他社販売電源料(原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益に限る。)、賠償負担金相当収益及び廃炉円滑化負担金相当収益を、送配電非関連固定費用に配分することにより整理すること。

2. 設定した基準

送配電非関連固定費用又は送配電非関連可変費用の配分基準

	配 分 基 準
給料手当(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
給料手当振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
雑給(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
消耗品費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用と送配電非関連可変費用の割合が一对一となるように整理。
修繕費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
委託費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
養成費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
諸費(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
非化石証書関連振替額	送配電非関連可変費用に整理。

他社購入電源費(特定抑制依頼に係る費用を含み、原子力廃止関連仮勘定償却費を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理。
建設分担関連費振替額(貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
附帯事業営業費用分担関連費振替額 (貸方) (環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
他社販売電源料 (原子力廃止関連仮勘定償却費に相当する収益を除く。)	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費用、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費用に整理。
電気事業財務費用(環境対策費を除く。)	送配電非関連固定費用に整理。
電気事業財務費用(環境対策費に限る。)	送配電非関連可変費用に整理。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

送配電非関連費用について、別表1. 5.(5)の規定により、送配電費非関連固定費用又は送配電非関連可変費用に整理することとなっている営業費用等について、事業者設定基準により配分する必要がある。当該営業費用等の内容に応じて整理するための基準として明確にするため、上記の基準を設定した。